

ガスに関する主要な供給条件の説明書

お客さまが蒲原ガス株式会社（以下「当社」といいます。）にガス使用の申し込みをしていただくにあたり、当社がガス事業法に基づき説明し、お客さまにご理解いただきたい主要な供給条件は以下のとおりです。

なお、ガスの供給および使用に関する契約（以下「ガス使用契約」といいます。）の詳細は、一般ガス供給約款および選択約款（家庭用セントラルヒーティング契約または家庭用コージェネレーションシステム契約）（以下、「ガス小売約款」といいます。）に定めています。ガス小売約款は、当社の窓口のほか、当社ホームページ（URL：<https://www.kanbara-gas.co.jp/>）でもご確認ください。

1. ガス使用の申し込みおよびガス使用契約の成立

- ・当社によるガス使用契約を希望される方は、あらかじめガス小売約款を承諾のうえ、当社にガス使用の申し込みをしていただきます。
- ・申し込みの受付場所は、当社または当社の指定したガスショップ（以下「営業所等」といいます。）といたします。
- ・ガス使用契約は、お客さまからの申し込みを受け、当社が承諾したときに成立します。

2. 使用開始予定日

使用開始予定日は、原則として以下のとおりとなります。

①他社からのガス使用契約の切り替えの場合：

申し込み後、所定の手続きが完了した後に到来する最初の定例検針日の翌日

※当社の他の料金メニューや最終保障供給からの切り替えの場合も同様といたします。

②引越し（転入）の場合：原則として、お客さまの希望する日

8. ガス工事

- ・ガス工事が必要な場合は、ガス工事約款に基づき、
- ・ガス工事に伴う費用は、ガス工事約款に基づき、お

(2 ページ目 下部)

9. お客さまの責任および協力をお願い

- ・ガス使用にあたり、保安等の観点からご承諾いただきたい主な事項は以下のとおりです。

① 必要な業務のために、お客さまの供給施設または消費機器の設置の場所へ立入ること。

② ガスの供給および保安上の必要がある場合に、お客さま

③ ガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等の供給

④ お客さまがガス漏れを感知したときには、ただちにメーター

当社に通知していただくこと。

⑤ 内管およびガス栓等、お客さまの資産となる供給施設について、お客さまの責任において管理していただくこと。

⑥ ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、当社がお知らせした事項等を順守してガスを適正かつ安全に使用していただくこと。

お客さま番号

契約年月日	(西暦)	20**年**月**日
小売供給開始(予定)日	(西暦)	20**年**月**日
供給地点特定番号		123 - 456 - 78

ガス小売事業者	
名称	蒲原ガス株式会社（小売登録番号：D0027）
住所	新潟市西蒲区巻甲4111番地
連絡先	電話番号：0256-72-3337（代表） 【受付時間】8：30～17：00